

## 『華陽国志』列女伝記研究 (I)

下見隆雄

『華陽国志』は、晋の常璩（生卒年、推定AD三〇四C、任乃強は、約AD二九一―三六一と推定）撰と伝えられる。内容は、古代から始まり永和三年（AD三四七）に終わる（序志）。今の四川・雲南・貴州から甘肅・陝西・湖北等の歴史地理について記す。全体は、概ね三部に分けられ、その一、卷一巴志、卷二漢中志、卷三蜀志、卷四南中志は、梁・益・寧三州の歴史地理や風俗などを述べる。その二、卷五公孫述劉二牧志、卷六劉先主志、卷七劉後主志、卷八大同志、卷九李特雄期寿勢志は、編年体で、公孫述や劉焉劉璋等以来の政権の興亡から西晋統一頃までの歴史を記す。その三、卷一〇先賢士女讚、卷一一後賢志、卷一二序志并益梁寧三州先漢以来士女目錄は、漢から晋初年までの賢士や列女の伝記を記す。この内、特に、卷一〇上・中・下の先賢士女讚には、漢から晋初年までの賢士や列女の伝記を収め、そこには、女性史研究の観点で価値の高い資料が確認される。上には、蜀郡の列女二人が見え、巴郡部分は今欠ける（目錄には、列女八人）。中には、広漢郡の列女一人、犍為郡の列女九人が見える。下には、漢中郡の列女九人、梓潼郡には列女三人が紹介される。（他に、卷三の符梟に、「先泥和女」が見える）。

この書で評価し賞賛される女性には、先ず、賢明な見識や厚い母性実践の婦徳によって、夫や子の社会的活動を支援し、家を守護して家門を運営維持する妻や母である。例えば、梓潼郡の「王堂夫人」は、蜀郡の「王遵妻」、犍為郡の「王博妻」とともに三母として称えられ、特に注目される。この他、蜀郡の「張霸夫人」・「殷仲孫婦」、広漢郡の「任安母」・「姜詩妻」（『後漢書』列女伝にも見える）・「廖伯妻」・「汝敦妻」、犍為郡の「楊文方妻」、漢中郡

の「程祇妻」(『後漢書』列女伝に「陳文矩妻」として見える)・「楊矩妻」・「趙宣妻」・「陳省妻」・「張亮則夫人」等、いずれも婦徳に明るく、家における母性実践に精通している。

次に、妻の貞節に関連して称えられる女性が多い。中でも、再婚拒否の事例が多く、蜀郡では、「公乘会婦」・「楊鳳珪妻」・「便敬賓妻」・「景奇妻」・「趙憲妻」、広漢郡では、「廖伯妻」・「便敬妻」・「王輔妻」・「季宰妻」・

「楊文妻」・「袁稚妻」・「王上妻」、犍為郡では、「相登妻」・「周紀妻」・「張惟妻」・「尹仲讓妻」、漢中郡の「曹寧妻」、梓潼郡の「虞頭妻」等が掲げられる。

また貞操を固守する事例も多く、蜀郡の「朱叔賢妻」、巴郡の「馬妙析妻」・「趙曼君妻」・「王元憤妻」とその娘・「趙万妻」、漢中郡の「趙嵩妻」等有る。

夫に殉死するものに、犍為郡の「儀成妻」、漢中郡の「趙子賤妻」、夫の尸を求めて入水するものに、犍為郡の「張貞妻」が有る。

父への母性發揮で注目される事例も見え、蜀郡の「趙侯夫人」、広漢郡の、「司馬雅妻」、犍為郡の「楊文方妻」、漢中郡の「趙伯英妻」(『後漢書』にも)、梓潼郡の「郭孟妻」、父の尸を求めて入水する「先尼和女」(『後漢書』にも)が注目される。

他に、夫が事に坐して家族共々囚われ、夫と子を逃亡させるために、妻が犠牲になる犍為郡の「趙盛道妻」や、己の知人に対して父の仇討ちを遂げた妻に感動して、共に亡命する梓潼郡の「郭孟妻」の話等は興味深い。

また学問教養の豊かな女性への関心も明確であり、女尚書の俊とされた漢中郡の「張亮則夫人」、詩礼を読む梓潼郡の三母の一たる「王堂夫人」や、蜀郡の「張霸夫人」・「王遵妻」、広漢郡の、「廖伯妻」、犍為郡の「王博妻」・「楊文方妻」、漢中郡の「程祇妻」・「楊矩妻」・「趙宣妻」等にも、その賢明な母性發揮には、確かな賢識の裏付けが感じられる。

晋の常璩撰とされるこの書は、『四庫全書提要』史部・載記類によれば、一二巻、付録一卷とする。また、『隋書』經籍志朝史類に、『漢之書』一〇巻、『華陽国志』一二巻と見えるが、『漢之書』は現存しない。巻数は、隋志・旧唐志(現本旧唐志は三巻と)は相合し。新唐志が三巻とするのは伝写の誤りという。なお、書目類には、二巻・三巻・一〇巻・一三巻・一五巻などさまざまである。版本の種類も多く、これらの点については、朱士嘉『華陽国志版本考略』(燕京学報七〇・七一、一九三四)が論じ、これを補う久村因『華陽国志』の版本について(名古屋大学教養部紀要一七輯人文科学社会科学、一九七三)に詳しい考証が見える。現在、清の顧觀光の校勘記を付した『竜谿精舎』本や『国学基本叢書』本が便利とされる。従来は、読みにくい箇所が多かったが、この書の研究も、最近は、詳細なものが見える。上記の他に、劉琳による『華陽国志校注』(新文豊出版社、一九八九)があり、特に、任乃強著『華陽国志校補図注』(上海古籍出版社、一九八七)は綿密詳細である。また、『東洋大学アジア・アフリカ文化研究所研究年報』の一九七四年以降に、詳細な訳注を施し、諸本の異同を校し佚文を蒐集する研究報告が載せられている。谷口房男編『華陽国志人名索引』(国書刊行会、一九八一)がある。

この論考において、筆者は、中国女性史研究の一端として、以上の列女伝記資料各々に対して、詳細に検討を加えて関連資料を照合し、歴史的・思想的な観点から総合的にその資料価値を明確にする。そして、儒教社会において男性の存立を支えて、社会的存在意義を付与する上で決定的な重要な役割を果たす女性の役割について、その姿を具体的に明らかにしようとするものである。

先ず、巻一〇上より始める。

### (1) 蜀郡列女

#### ①張覇夫人司馬敬司

敬司、穆穆にして、暢に始まり玄に終る。原文(敬司穆穆、暢始玄終)

敬司は、司馬氏の娘で、五更の張(霸)伯饒の妻である。霸の前妻に、三男一女が有った。敬司は、一男を産んだ。五子を可愛がり導いて、情愛に別け隔てが無かった。霸が卒して、河南に葬った。敬司は諸子と与に蜀に還った。病氣になり、言い遣して諸子に告げる、「舜は蒼梧に葬られたが、二人の妃はこれに従って合葬されはしませんでした。お前たちの父は梁に居(てそこで葬られ)ました。わたしは自ら蜀に居ます(から、ここに葬られたらよいと思つています)。やはり各々の志ですから、わたしの(死後は)この勅に違わぬようにしなさい」と。(子らはその遺志に従い、かの女を)そのまま蜀に葬った。子の光超は、母教を授かり受けて、(後に)聘士となった。原文(敬司馬氏女、五更張伯饒妻也、霸前妻有三男一女、敬司産一男、撫教五子、恩愛若一、霸卒、葬河南、敬司與諸子還蜀、疾病、遺令告諸子曰、舜葬蒼梧、二妃不從、汝父在梁、吾自在蜀、亦各其志、勿違吾勅也、遂葬蜀、子光超、母教、爲聘士也)

○資料研究

(1)「暢始玄終」について、劉琳著『華陽国志校注』(新文豊出版、一九八九)は「猶ほ、善始善終と言うがごときなり」というが、任乃強著『華陽国志校補図注』(上海古籍出版社、一九八七)は、特に「玄終」について、「玄」が、古くは理の微妙なるものを玄と称し、常度の義に遵わない義を含有する点に注目し、これは、敬司が葬に従わなかった事実を指しているのだとする。すなわち「玄終」とは、義に通じて礼に違ふ、是ではあるが正ではないことをいうのであるとする。興味深い指摘であるが、穿ちすぎの感がある。「玄終」は、葬蜀のことに関連していうのだから、礼に違ふことを暗示すると見るよりも、むしろ葬儀に対して周囲の者の形式張った氣遣いの加えられることを拒絶したその玄妙な配慮を称えるものであろう。『後漢書』列伝二六に見える張霸伝には、霸がやはり諸子に遺勅して、死後は、蜀への道は疎遠であるから、わざわざ帰葬することはないここに葬ってくれといい、諸子は命のままに河南の梁県に葬ったという。敬司の遺言は、無意味な形式主義を排したこの夫の遺勅に沿う氣持ちから出た配慮と見るべく、

「玄終」は、その終わり方が立派であったことを称えるものである。特に礼に違ふことにこだわるものではあるまい。『華陽国志』に張覇のこの遺勅の部分は見えないが、常璩がこの資料を登載しなかっただけで、このような遺勅を残した人としての張覇の人物像を否定したというわけではなからう。常氏が張覇に関するこの部分に注目しなかったのは、敬司の人物像を理解する上では、必ずしも優れた処置とはいえない。敬司の遺言の資料は、張覇の遺勅との関連において初めて意味を持つことになるであろうからである。

(2) 原文には、「敬司馬氏女」とあるが、卷二二益梁寧三州先漢以來士女目錄には、「五更張覇夫人司馬敬司(成都人也)」とある。任氏前掲書は、「司」字が脱するものとする。「華陽国志訳注稿」(二〇)(東洋大学『アジア・アフリカ文化研究所、研究年報』第二六号、一九九二)も、目錄により、訳文に「司」字を補う。

任氏「注釈」にいう。「司馬敬司」がこの女性の全名である。「司馬」は生父の姓である。女性は外婚すると夫に従って姓を易えるから、父母は命名して予め本姓の一字を繋げておくのである。下文の「元常」・「靡常」・「紀常」はともにその例である。この「敬司」は、「司馬」の一字を截っている。原刻注文各本は、「司馬」の「司」字を脱している。「目錄」に「張覇夫人司馬敬司」とあるので証とできる。家に在る時は「司馬敬司」と称し、張覇に嫁しては、「張敬司」と称するのである。後世、女子に名が無く、但に「張常氏」とか「張本常」とか称する類は、おそらく此にならったものであろう。また、注に「五更張伯饒妻也」とあり、下文にまたすぐ「覇前妻云々」とある。案ずるに史法として「五更張覇伯饒妻也」とあるべきである。名を称して字に連ねるのが前各巻の例である。名字を一事に互用することは、前にその例が無い。以上の理由で、「司」字と「覇」字を補うと。

劉氏前掲書卷一〇上註にいう。本書で、婦女姓名を称するに、もし単名ならば、常に名を称して前に、姓を称して後ろに在る。もし、姓が「司馬」で、名が「敬」なら、「敬司」と称し、姓が「陳」名が「助」なら、「助陳」、姓が「常」名が「元」なら、「元常」、姓が「羅」名が「貢」なら、「貢羅」、姓が「楊」名が「進」なら、「進楊」と各々称する等々

である。これが東漢魏晋人の習慣であると。

(3) 張覇の伝は、卷一〇上「蜀郡士女」に見える。「猗歎、文父、劬勞なること幼童よりし、徳は会稽を濳かにし、道は辟雍に崇かし」とある。原注に、「張覇、字は伯饒、諡は文父と曰ふ。成都の人なり。年数歳にして、以に礼儀を知る。諸生の孫林・劉固・段著等、之を宗として、家を其の宇下に移す。母に啓して師に就きて学ばんことを求む。母、其の稚なるを憐れむに、対へて曰く、饒かに能くすと。故に伯饒と字するなり。会稽太守と為り、乱を撥め治を興す。文学を立て、学徒、千を以て数ふ。風教大に行はれ、道路に但だ誦声を聞くのみ。百姓、之を歌詠す。致達せる名士、顧奉・公孫松・畢海・胡母官・万虞先・王演・李根、皆、大位に至る。郡に在ること十年、道有るを以て徴せられ、議郎に拜せられ、侍中に遷る。遂に覇に五更を授け、太学に尊び礼す。年老いて卒し、河南に葬らる」とある。『後漢書』列伝二六張覇伝によれば、「張覇、字は伯饒、蜀郡の成都の人なり。年数歳にして、孝讓を知り、出入飲食と雖も自然に礼に合す。郷人、号して張曾子と為す。七歳にして春秋に通じ、復た余経に進まんと欲す。父母曰く、汝、小、未だ能くせざるなりと。覇曰く、我、饒かに之を為すと。故に字して饒と曰ふ。後に、長水校尉樊儵に就きて嚴氏公羊春秋を受け、遂に五経を博覧す。諸生、孫林・劉固・段著等、之を慕ひて、各、宅を其の傍らに市めて、以て就きて焉に学ぶ。孝廉に挙げられて、光録の主事なり。稍に遷りて、永元中に会稽太守と為る。郡人処士、顧奉・公孫松等を表用す。奉、後に潁川太守と為る。松、司隸校尉と為る。並びに名称有り。其の余の業行有る者、皆、擢用せらる。郡中、争ひて志節を厲しくして、経を習ふ者、千を以て数ふ。道路に但だ誦声を聞くのみ。初め、覇、樊儵の刪せる嚴氏春秋の、猶ほ煩辞多きを以て、迺ち減定して二十万言と為し、更めて張氏学と名づく。覇、始めて到りしとき、越賊未だ解けずして、郡界、寧かならず。乃ち書を移して購を開き、信賞を明用す。賊、遂に手を束ねて帰付して、士卒の力を煩はさず。童謡に曰く、我が戟を弃て、我が矛を捐つ。盜賊尽きて、官皆休ふと。事を視ること三年、掾吏に謂ひて曰く、太守、狐生自り起ちて、位を郡主に致せり。蓋し日中すれば則ち移り、月満つれ

ば則ち虧く。老氏に言有り、足るを知れば辱められずと。遂に病を上す。後に徵せられ、四たび遷りて、侍中と為る。時に、皇后兄虎賁中郎將鄧騭、朝に当たりて貴盛なり。霸の名行を聞きて、与に交わりを為さんと欲す。霸、逡巡して答へず。衆人、其の時務を識らざるを笑ふ。後、当に五更と為るべきに、会ま病みて卒す。年七十、諸子に遺勅して曰く、昔、延州齊に使ひして、子、羸博に死す。因りて路側に坎して、遂に以て焉に葬る。今、蜀の道阻遠なり。宜しく帰葬すべからず。此に止まりて葬る可し。髮齒を臧するに足るのみ。努めて速やかに朽に違ひて、我が本心に副へ。人生一世、但だ当に人を畏敬すべし。若し、不善己に加はれば、直に為に之を受けよと。諸子命を承け、河南の梁鼎に葬る。因りて遂に焉に家す。將作大匠翟酺等、諸門人と与に本行を追録して、謚して憲文と曰ふ」とある。

『華陽国志』の記載と異なる点が多い。以下、これを検討する。

先ず、諡を「文父」とする『華陽国志』に対して、『後漢書』では、「憲文」とする。これについて、惠棟『後漢書補注』巻一は注目するに止まるが、任氏『華陽国志校補図注』は、魏晋時に、張霸伝には両種が存在したものとす。一は官撰のもの、即ち『東觀漢記』本伝で、謝承・范曄等の『後漢書』はこれに依つた。一は翟酺等門人私撰のもので、陳寿『益部耆旧伝』（『御覽』巻三五二）や常璩の「讀注」等はこれに依つてゐるとする。明確には区別しがたいが、例えば、『華陽国志』が「遂に霸に五更を授け」とするに對して、『後漢書』は「後、當に五更と為るべきに、会ま病みて卒す」としており、『華陽国志』の記述に、親しい人への賞賛効果を期待する私撰の要素が濃厚であることは感じられる。

「年数歳にして、以に礼儀を知る」について、『後漢書』は「孝讓」とし、「張曾子」など記述は詳しい。『東觀漢記』（『御覽』巻四二二）に、「張霸、字は伯饒、蜀郡成都の人。年、数歳、噉ふ所有れば、必ず先ず父母に讓る。郷里号して張曾子と曰ふ」とある。沈欽韓『後漢書疏証』巻三は、「張曾子」は「閩西孔子」（『後漢書』列伝四四楊震伝）のごとしとし、『新唐書』東夷伝（列伝一四五）の百濟王義慈が孝友で「東海曾子」と称されたことを紹介する。なお、

『益部耆旧伝』（『御覧』卷三八五）には、「歳数歳、礼義を知る。郷人号して張僧子と曰ふ」とある。

「諸生の孫林・劉固・段著等、之を宗として、家を其の宇下に移す」について、劉氏『華陽国志校注』に指摘するごとく、数才の張覇に対して「家を其の宇下に移す」は情理に合わない。任氏も、数歳の幼童に成人が師事することはあり得ないし、諸生がもし童子であっても自ら宅を移すことは不可能とする。また、「故に字して饒と曰ふ」の下に、『後漢書』によって、「嚴氏公羊春秋を治む」を補って、この次にこの一文を移している。『東觀漢記』（『北堂書鈔』卷九六）に、「張覇、五経を博覧す。孫林・劉固等並びに之を慕ひて、宅を其の傍に市ひて以て学に就く」とあって、ほぼ『後漢書』の記載と一致する。文を補うとすれば、むしろ「五経を博覧す」が相応しいであろう。ただし、『華陽国志』の記載が本来、任氏校改のごとくなっていたのか断定はできない。『東觀漢記』や『後漢書』の記載の方が理屈に叶うのは確かであるが、数歳で礼儀を知る張覇を諸生が慕ったと誇張して紹介したいのが『華陽国志』の意図ではなかったかという気もする。校改には、やや無理が感じられる。また、他に、この「諸生……家を其の宇下に移す」は、もともと本文ではなく、注記の文として置かれたものと考えすることはできないのであろうか。その場合、やはり「後、嚴氏公羊春秋を受け、遂に五経を博覧す」等の文が補われる必要があるだろう。

「母に啓して師に就きて学ばんことを求む。……故に字して饒と曰ふ」について、『東觀漢記』（『御覧』卷四一一）には、「九歳、春秋に通じ、復た業を進めんと欲す。父母語る、汝、少、何ぞ能く多くせん。曰く」とある。呉樹平『東觀漢記校注』は字に誤りがあるとうし、本来は「汝小何能、覇曰」とあるべきで、この下にまた脱漏があるとうし、ほぼうなずけるが、「多」は削らなくともよいのではないか。なお「九歳」は、『後漢書』では「七歳」とする。『益部耆旧伝』（『御覧』卷三八五）は『後漢書』に近く、「七歳、春秋に通じ、復た余経に進まんと欲す。父母曰く、汝、小、未だ能くせざるなりと。覇曰く、我、饒かに之を為すと。故に伯饒と字す」とある。

「会稽太守と為り、乱を撥き治を興す」について、会稽太守になったのは、『後漢書』によれば、永元（和帝、A



D八九一〇六) 中のことである。また、顧奉等の処士を採用したことの影響等を先に紹介して、『華陽国志』が先に列ねる盜賊対応のことを後にし、「霸、始めて到りしとき、越賊未だ解けずして、郡界、寧かならず。乃ち書を移して購を開き、信賞を明用す。賊、遂に手を束ねて帰附して、士卒の力を煩はさず。童謡に曰く、我が戟を弃て、我が矛を捐つ。盜賊尽きて、官皆休ふ」とする。司馬彪『続漢書』(『類聚』卷一九)には、「張霸、会稽郡と為り、越賊帰付す。童謡に曰く、我が戟を弃て、我が矛を捐つ。盜賊尽きて、官皆休ふ」とある。『御覽』四六五引には、「……………会稽太守と為り、越賊手を束ねて帰付す……………」とある。これが『後漢書』の表現に近い。惠棟(『後漢書補注』卷十)は、『益部耆旧伝』より、やや異なる盜賊追捕の伝記資料を紹介する。「霸、海に入りて賊を捕ふ。疾風ありて晦冥し、波水涌き起こる。士卒、驚きて霸に白す。霸曰く、恐るるを得る無し。太守、法を奉じて賊を追ふ。必ず害と為さずと。須臾にして、風静かに波止む」とある。この話については、次のような点でも注目しておきたい。すなわち、『淮南子』覽冥篇に、武王が紂を伐つて時、「陽侯の波、逆流して撃つ。疾風ありて晦冥し、人馬、相ひ見えず」であったが、目を怒らして己が決意と使命を表明したところ、「風、濟みて波、罷む」とある。『論衡』感虚篇に、武王の意志表明と風の止んだことは無関係と批判する。『後漢書』列伝五〇下蔡邕伝に、「臣聞く、天、災異を降すは、……………殆ど刑誅繁多の生ずる所なり。風なる者は天の号令にして、人に教ふる所以なり云々」とあり、李注に、「翼氏風角に曰く、風なる者は天の号令にして、人君に謹告する所以の者なり」という。上記『益部耆旧伝』に見えるような説話は、張霸を讀えてその功績に神秘的迫力の具わつていたことを誇張する意図が込められているであろう。また、これに、武王と天変地異のモチーフや、『後漢書』に見えるような天人感应や災異の思想が影響していることは否定できない。なお、『後漢書』列伝二〇下郎顛伝にも、「風なる者は号令にして、天の威怒なり云々」とある。張霸の盜賊平定の偉業は、現実的には『後漢書』等に見えるような童謡によって讃えられ、一方では、伝説的神秘要素が加えられて、風波も静まったという説話を形成したものと思われる。

「文学を立て、学徒、千を以て数ふ。風教大に行はれ、道路に但だ誦声を聞くのみ。百姓、之を歌詠す。致達せる名士、顧奉・公孫松・畢海・胡母官・万虞先・王演・李根、皆、大位に至る」について、前述のごとく、『後漢書』では、このことを盜賊処理のことよりも先に紹介する。謝承『後漢書』（『北堂書鈔』卷七四）には、「会稽太守を押し、素行有る者、皆之を擢用するに、郡中、争ひて志節を厲しくして、誦習する者、千を以て数ふ。道路に但だ誦書の声を聞くのみ」とある。また『益部耆旧伝』（『御覽』卷二六二）には、「張霸、字は伯饒、会稽太守と為る。賢士を挙げ、勸教して講授するに、一郡慕化し、但だ誦声を聞くのみ。又た、野に遺寇無し。民語に曰く、城上の烏鳴きて、父母を哺ふ。府中の諸吏、皆、孝子と」とある。この『益部耆旧伝』の資料はやや記述を異にするが、この「民語に曰く云々」は『華陽国志』の「百姓、之を歌詠す」の具体的資料に相当すると見るべく、これを省略はしているが、十分に意識したものであろう。なお、『華陽国志』のものは、他に無い畢海以下の士を挙げる。また、顧奉については、『後漢書』列伝六九下儒林伝の程曾伝に、嚴氏春秋を習つて還家した曾に、会稽の顧奉等数百人が師事したという。また、『三国志』呉書第七顧雍伝に、「顧雍、字は元歎、呉郡呉の人なり」とあり、裴松之注の『呉録』に、「雍曾祖父奉、字は季鴻、潁川太守」とある。

「遂に覇に五更を授け」について、『後漢書』では、「後、当に五更と為るべきに、会ま病みて卒す」となっている。『華陽国志』が、授けられ、年老いて卒したとするのと異なる。諡にも異なりが認められることは、この注の最初に紹介したが、任氏は、この場合も、官撰・私撰の資料の異なりによるものとする。なお、惠棟『後漢書補注』卷一〇は、『漢官儀』（『後漢書』明帝紀第二、永平二年冬十月、……復た、辟雍に踐み、三老に尊事し、五更に兄事す云々の李賢注）に、「三老・五更、首妻男女有りて全具する者に取る」とあり、張霸の妻敬司が後妻なのに五更となり得たのは、かの女が覇の前妻の子を隔てなく愛した故に、首妻に匹敵する資格が有ると認められた為であるとしている。三老・五更の制については、『礼記』文王世子に「遂に、三老・五更・羣老の席位を設く」と見える。その施行につ

いては、『統漢書』礼儀志に、「其の德行年耆の高き者一人を用て老と為し、次、一人を更と為すなり云々」とあり、その儀礼の次第について記載している。

「大学に尊び礼す」について、原文は、「大学」を「文学」に作るが、廖寅本注によって、「文」を「大」に改めるべきであろう。任氏・劉氏や『東洋大学研究年報』訳注も改めて読む。なお劉氏は、地方の学校は文学、中央では大学とよぶと付け加えている。

以上、『華陽国志』と関連文献資料とを比較検討してみた。以下、『華陽国志』記載の特色について言及する。(i)、諡を「文父」(『後漢書』では憲文と)とすること。(ii)、「五更」を授けられて後卒した(『後漢書』では、授けられようとして会ま卒したと)とすること。(iii)『後漢書』に見えない「畢海」以下の処士名を掲げること等は、この文献のみに見える特色として注目できる。逆に『後漢書』等には見えないのに『華陽国志』が記載しないものとしては、(i)、「樊儵に就きて嚴氏公羊春秋を受け、遂に五経を博覧す」や、「樊儵の刪せる嚴氏春秋の、猶ほ煩辭多きを以て、迺ち減定して二十万言と為し、更めて張氏学と名づく」等いわゆる学問的方面についての具体的記述を省略していること。(ii)、「盜賊懐柔について、『後漢書』や『益部耆旧伝』・司馬彪『統漢書』等に見える具体的記載を採らず、ただ「乱を撥め治を興す」とまとめてしまっていること。(iii)、「老氏の知足によって一旦職を退く記載を採らず、単に「郡に在ること十年」とまとめ、議郎を拜するに続けている。(iv)、「鄧隲との対応についても省略する。(v)、「葬儀についての遺言も省略する。(vi)、「翟酺等が本行を追録したことも載せない。以上、『華陽国志』は、当人をできるだけ簡単に紹介しようとするから、賞賛に値する記載資料のみをできるだけ簡略にして列ねている点にその特色がある。しかし、『華陽国志』が、『後漢書』に見えるような記載資料をすべて知らなかったということにはならないであろう。すでに(1)において、敬司の遺言に関連して述べた如く、かの女の遺言の含蓄の深さや記載意義は、葬儀に関する謙虚な配慮を示した夫張霸の遺言との対応においてこそ明確になるものである。敬司の事跡をまとめる作

者において、張覇の遺言に関する記載資料が全く知られていなかったとは、むしろ考え難いところである。『華陽国志』作者は、さまざまな資料を収集・整理し省略・簡略を工夫してまとめたものであろう。

なお、『後漢書』張覇伝における「諸子に遺勅して曰く、昔、延州齊に使ひして云々」について、直接の関連は無いが、梁鴻が同様の遺言をしている。『後漢書』逸民伝(列伝七三) 梁鴻伝に、呉に在って死期の迫った鴻が、世話になった卓伯通に、自分の死後、子等が屍を郷里に持ち帰らぬように配慮してほしいと季子の故事によって伝えていく。伯通等は、鴻を呉の要離の冢の傍に葬る。その後、妻子は扶風に帰っていく。

(4) 「覇の前妻に、三男一女が有った。敬司は、一男を産んだ。五子を可愛がり導いて、情愛に別け隔てが無かった」について、継子に対する配慮が評価されている。張覇が五更を授けられる対象とされたことと、後妻敬司の継子対応が関係あることは、前注恵棟『後漢書補注』の指摘するところである。劉向『列女伝』にも、「魏亡慈母」(母儀)や「齊義継母」(節義)等で継母の在り方を説き、『後漢書』列女伝には、『華陽国志』卷一〇下漢中郡の「穆姜」(「程祇妻」と同一人物と見られる「陳文矩妻」が、配慮深き継母として称えられ、「鮑宣妻」も継母として相応しく対処しているようである。『華陽国志』では、他に、梓潼郡の「王堂妻」が継母としての自覚が明確である。

(5) 「敬司は諸子と与に蜀に還った」について、『後漢書』張覇伝では、諸子は、河南の梁県に覇を葬って、ここに家したとしている。実際には、敬司は、蜀に還ったのであろうが、要するに、『後漢書』は、覇を葬った以後の家族の消息について記そうとはしないのである。なお、次注を参照。

(6) 「子の光超は、母教を授かり受けて、聘士となった」について、卷一〇中広漢士女の「馮顛」の讚注に、「少くして楊仲桓及び蜀郡の張光超に師事す」という。また、卷一二の「士女目錄」には、「文学、侍仲、漢の五更張霸、字は伯饒、諡を文父と曰ふ」に続いて、「聘士、張楷、字は公超(文父の子なり)」とあり、また、「聘士、張光超(公超の弟なり)」とある。

兄の公超の伝は、その断片が、『書鈔』卷九六の『東觀漢記』や、『書鈔』卷一五一・『類聚』卷二・『御覽』卷一五・四八四・八二七・八二八等引の謝承『後漢書』に見える。またまったものは、『後漢書』列伝二六に見える。「楷、字は公超、嚴氏春秋・古文尚書に通ず、門徒、常に百人、賓客、之を慕ひて、父党の夙儒自り、偕に門に造る、車馬街に填つ、徒従、止まる所無し、黃門及び貴戚の家、皆、舎を巷の次に起てて、過客往來の利を候ふ、楷、其の此の如きを疾み、輒ち徒りて之を避く、家貧しくして以て業と為す無し、常に驢車に乗りて県に至りて業を売る、食を給するに足れば、輒ち郷里に還る、司隸、茂才に挙げて、長陵令に除するも、官に至らず、弘農山中に隱居す、学者、之に随ひて、居る所市を成す、後、華陰山南、遂に公超市有り、五府、連りに辟して、賢良方正に挙ぐるも、就かず、……………性、道術を好み、能く五里の霧を作す、時に關西の人裴俊も亦た三里の霧を作す、自ら楷に如かざるを以て、徒ひて学ぶ、楷、避けて肯へて見はず、……………年七〇、家に終はる」とある。なお、列伝七二上方術伝の樊英伝に、虚名をほしのままにした英に対して、この張楷(河南)は、「天下に二道有り、出ると処るとなり。……………其の爵禄を享受するに及びて、又た匡救の術を聞かず、進退、抛る所無し」と詰っている。「性、道術を好み云々」というから、楷自身、方術者の性格が具わっていることが、この批判言を出す因なのかも知れない。任氏は、張楷伝について、「語、夸誕多し、尽くは信ずるに足らず」というが、伝中の「五里の霧云々」も、権力者の意のままにならず隱遁し学徒を集めたこと等との関連で解釈すべき問題なのではあるまいか。しかし、いまこれを解釈し出す具体的資料が不足している。

光超が敬司の実子で、公超は、「霸の前妻に、三男一女が有った」という前妻の子(『後漢書』張霸伝に「中子楷」と)に当たるのであろう。張霸伝には、「河南の梁県に葬る。困りて遂に焉に家す」とあるが、敬司の伝には、「霸が卒して、河南に葬った。敬司は諸子と与に蜀に還った」とする。任氏は、前妻の子公超は蜀に帰らず逐世して嵩華の間に講学したとする。張霸を葬った後、敬司は諸子と共に蜀に還ったとし、前妻の子も行動を共にしたように記すが、

この時、前妻の子光超は、別行動をとっていることになる。『後漢書』では、張楷が張氏の正統を継ぐかたちにまゝめており、事実として、公超以外の前妻の子等が、皆、敬司とともに蜀に還ったのか否か明確にはできない。

○女性史伝記資料としての特質

(1)、張覇の前妻に、三男一女が有り、敬司自身は後妻であつて、一男を産んだ。五子を可愛がり導いて、情愛に別け隔てが無かつたこと。

(2)、病氣になつて、諸子への遺言で、舜と二人の妃が合葬されなかつた故事により、夫は梁で葬られたが、蜀に居て死ぬわたしは、ここに葬られたらよいと告げること。

(3)、子の光超は、母教を授かり受けて、(後に) 聘士となつたこと。  
にあらう。

本稿では紙数制限のため、(1) についてののみ論述する。

家の主婦としての任務は、その母性実践によつて子や夫に、家や親や祖霊への服従奉仕としての孝の実践を誘導することにあり。祖霊を背景とする家門や血縁の繁栄や発展のために家族制を整え構成員の服従奉仕を完遂する上で、継子も、当然この人間組織の構成員として確実に位置づけられなければならない。この血縁の人間組織へ己を奉仕することを構成員が自覚納得せしめる母性の影響力は大きく、その発現施行の責任を担う母たる主婦は、重要な位置を占めることになる。実母と実子の間には影響の授受は容易であるが、家族制が、本来、血縁の親子の間に生じる情を基本的なエネルギーとして構築されるものである以上、継子に対する母の感情は複雑となり、実子と同じ巧みな慈愛は発露し難く、一方、継母に対する子の慕情や依存・服従も、単純には生起し難いであらう。また、家における諸権力が、次の世代の男性に移行する上からも、家の母性としての己の権限がどう実質的に確立されるかの微妙な問題

をはらんでいるのであるから、実子以外の子との対応に直面した、家族制堅持発展での母性実践の重任を背負う母や妻の精神的葛藤には、想像を絶する諸問題が横たわっていたに違いない。特に、権力を巡る熾烈な争いが続いた歴代王室の人間抗争に、この問題は集約してしかも明確に展開しているのである。古来、継母・継子への関心が深かったのは当然である。なお、これに関する母の自己犠牲や継子問題については、拙著『儒教社会と母性』——母性の威力の観点でみる漢魏晋中国女性史——の第六章において論述している。

継子への拒絶反応は、母性を本能的な角度から観察するなら、きわめて自然という他ないであろう。生活の事実としても当然多いはずの継子拒絶行為が、理想に乖離する反省として教訓資料とされることは無いわけではないが、これは、むしろ補助資料の価値しか持たされないのである。あるべき目標へ人を駆り立てるための教訓資料としては、やはり本能的自然感情を抑圧して己を駆使した努力人間が、役立つ存在となる。継子を、私愛を越えて慈愛対応した継母が賞賛される伝記が、事実を歪曲した作られた部分が多いに違いないとしても、いわば表の資料としてすべてが事実の如くにして大切にされ注目されることになるのは当たり前といわざるを得ない。

そこで、次に、継母の寛大な配慮を賞賛する伝記資料に注目する。先ず、家族制を統制するものとしての国家の存在感が強い劉向『列女伝』の場合の諸資料を見る。「母儀」篇の「魏芒慈母」には、魏の芒卯の後妻で、己の子が三人あった。前妻の子五人有って、この後妻を愛さなかったが、私愛を抑えて公義を堅持して、己の子以上に慈愛を以て接し、王の令を犯して死罪に問われた前妻の中子を、身を挺して救う。全てを慈愛で教導して、八子共に魏の大夫卿士になったという。「賢明」篇の「晋趙衰妻」では、趙衰は、かつて狄に居て、狄人の女性との間に子盾をもうける。帰国後、文公の娘で妻となった趙姬は、狄に置いてきた母子を迎えて、これに丁重に対応し、盾を嫡子として処遇した。後、正卿となったこの継子は、腹違いの弟の出世を支援する。また、「節義」篇の「斉義継母」では、殺人の罪で捕えられた兄弟が、殺したのは己だと互いを庇い合って、決して得ない。母を召し出して尋ねると、弟の方を死罪に

せよという。理由を質すと、兄の方は、夫が死ぬ時に後を託した前妻の子である。私愛に泥んで公義を廢てる訳にはゆかぬという。

以上のように、劉向『列女伝』では、母や妻の慈愛や貞節愛が尊ばれ、この力による親への孝義の実践が教導されるが、孝の上位概念としての忠が重視されて、私愛を抑制する公義の概念がしばしば人の行動を規制している。母の慈愛や妻の貞節愛が導く孝義は、公義たる国家への忠義の管理下に置かれているのである。この傾向は、特に、「節義」の各篇に顕著に認められる。例えば、同篇の「魯義姉姉」は、敵国から攻められて、兄の子の手を引き、己の子を抱いて逃げるが、追い詰められると、抱いた己の子を捨てて、兄の子を連れて逃げる。私愛に泥んで公義を廢てたら、君主も社会も、己を拒絶するだろうといっている。これらには、国家君主の一次的な専制支配を理想とした劉向の、君主の権限を頂点とする君臣観・人間観が反映している。この意味から、同篇の「蓋將之妻」にも注目すべき特色が認められる。戎の攻撃で敗北した蓋の偏將の邱子は自殺するが、救助されて死ねない。妻は忠臣の公義を棄てて妻子の私愛に泥んで、生き恥をさらしたと詰って自殺している。これらは、いずれも、孝義は忠義の実践を經由して完成されるものとの立場を明確にする。夫や子に対して、家や親への孝義の実践を誘導する存在である妻や母が、公義としての忠義を強く意識するものに、「魯秋潔婦」（節義）・「齊田稷母」（母儀）・「周南之妻」（賢明）等が有る。

以上、劉向『列女伝』では、孝義が勿論重視されるものの、その前提としての君や国への忠義が強く意識されている。しかし、後漢以後においては、むしろ親や家への孝義実践への関心が深まり先行し、忠義の重みがやや軽減されるようである。ただし、孝義が公義を尊重する理念であることは、すでに『孝経』（開宗明義）や『礼記』（祭義）においても明確に語ることで、社会的正義としての公義の実践は、もともと孝義を語る上での要諦であったことを看過することはできない。『後漢書』列伝二九は孝子に関する伝記を収録しているが、ここでも社会的公義としての社会的人間愛の行動を通して、郷村を中心とする共同体において人々の評価を受けることが孝者として認定される条件の



一とされているのである(このあたりの事柄については、前掲拙著の第五章において論述した)。しかるに、この際、この公義が国や君主への忠義の施行と結び付けられることは無いのである。このような変化は、後漢時代以後の、地方豪族伸展や、魏晋時代における門閥貴族の発展という社会状況を反映しているであろう。

以上のような家への孝の実践を必要とする時代状況において、継母・継子の問題は、国や社会への体面よりも、もっと直接に家の問題として切実な関心対象となっているようである。

『後漢書』列女伝で、「鮑宣妻」は後妻で鮑宣の子を出世させた可能性が考えられる。このことを、この伝で直接に指摘しているのではないが、列伝一九に見える鮑永の伝に、「後母に事へて至孝」といつていること。この「鮑宣妻」伝で、子の鮑永が中興の初めに魯郡太守となったとし、後に、その子鮑昱が、年老いた少君に昔の苦勞について質問していること等から推せば、鮑宣妻少君は、後妻であったことにならう。これは、すでに惠棟『後漢書補注』の指摘するところである。

直接に後妻と継子の美談を掲げるのは「陳文矩妻」である。前妻の四人の子が有って、自分は二人の男子を生んだ。安衆令であった夫の死後、四人の継子には、己の子以上に目を掛けてやるが継母に懐かない。知人はかれ等の不孝の甚だしさを見かねて別居して遠ざけよとまで忠告するが、かの女は、自分が正しい道で導いてやれば自ずと善に至ると信じていると答える。後、継子の長男が大病を患って親身の看病をしてやる。母の偽らざる慈愛に、継子たちは改心する。このことが郡守に伝わり、母は表彰を受け賦税が免除された。四人の継子たちは、その後は、継母の教えに従い、各々に立派な社会人となった。この話は『華陽国志』卷一〇下漢中郡では、「程祇妻」として紹介されている(ただし、継子の長子を看病する件はない)。この話は基本的に、前傾劉向『列女伝』の「魏芒慈母」(母儀)に酷似する。いずれも、母は己の子以上に継子に気を遣うが、継子はこれを受け入れない。しかし、継子の一人が進退極まる状況に立たされて、継母の実母以上の配慮を痛感して改心するという展開である。ただし、道徳行為を指令する根源に異

なりが認められる。「魏芒慈母」では、母は、世間の公義を気にして私愛を抑制している。己に道德的精神緊張をもたらすものは生殺与奪の権限を行使する権力者であり、価値評価を統括する存在としての魏国の王である。ところが、「陳文矩妻」の場合は、評価称揚する郡守が登場してはいるが、母は、外からの評価や指令を特に気掛けるようには見えず、慈愛実践を課する指令は、己自身の内部ないし家への配慮から発せられるようである。家門への主体的意識が定着していく後漢時代の社会的状況に程よく適合するといつてよからう。

この他に、『華陽国志』巻一〇下梓潼郡の「王堂妻」は、前婦人の子一男二女、己の子三男二女が有り、隔てなく愛育した。他に、やや条件が異なるが、夫に早く死に別れて、己以外の子を養育した者として、巻一〇上蜀郡の「公乘会妻」・「便敬賓妻」が有り、巻一〇中犍為郡の「張惟妻」は、兄の子を養育している。『晋書』列女伝には、「杜有道妻」は、夫の死後遺子を育て上げてから傳玄と再婚し、玄の前妻の子を出世させている。「鄭休妻」は、前妻の娘と舅の遺庶子を養育している。また、「李玄盛妻」は、前妻の子を己の子以上に撫育したという。

『後漢書』以後の資料では、一般に、私愛を抑圧して義理の愛を実践する場合に、君主や国家を建前とする事例は見られない。私の家門の維持繁栄が公の国家の制約を越えて優先したと見なければなるまい。例えば、「陳文矩妻」（程祇妻）は、郡や県において表彰されているのであるから、この時代においても、郷村社会の評判を気に掛けるといふ意味での公義は大切にされたに違いないが、もはや公における君主の権限は占める実質的な位置を持たなかったと見るべきであろう。これが、豪族の伸展・門閥貴族の繁栄という後漢から魏晋時代の社会的政治的状況を反映していることはいまでもなからう。

（本稿は、平成六年度科学研究費一般研究Bの成果の一部である）

## 「華陽國志」列女传记研究（1）

下 见 隆 雄

「華陽國志」据传为晋代常璩（生卒年代推定公元3世纪～公元4世纪）所撰写。内容记载了从古代至永和三年（公元347年）之间的四川、云南·贵州·甘肃·陕西·湖北等地区的历史·地理。特别是在第10卷的上·中·下篇的先贤士女赞中，收集了从汉代到晋初年的贤士和列女的传记。这些资料被认为对女性史的研究具有很高的价值。在上篇中，记载了蜀郡的列女12人，巴郡的部分在上篇中现在已不存在（但只在目录中记载了列女8人）。在中篇中，记载了广汉郡的列女11人，犍为郡的列女9人。在下篇中，介绍了汉中郡的列女9人，梓潼郡的列女3人（另外，在3卷中记载了符县的先泥和女）。在这部书中被记载和赞美的女性，有以卓越的见识和优秀的品德支撑丈夫和儿子的社会活动的女性，也有含辛茹苦地守护家族和维持家门运转的妻子和母亲，同时也记载了为了保持贞节，拒绝再婚的女性，还有为了固守贞操，自杀身亡的女性，更有为了丈夫献身而死和殉情而死的女性，以及为了寻找身亡的丈夫和父亲的尸体投河入水的妻子和女儿。不仅如此，在此书中还高度评价了具有高度学问、教养以及具有丰富见识的女性。通过对这一资料的论证和考察，笔者力图以此作为研究中国女性史的一端，更为详细地进行探讨·研究，同时从历史的·思想史的角度，综合地明确这一资料的价值。并且力图具体地阐明在儒教社会中，女性在赋予男性社会的存在意义上所起的决定性的重要作用。